

本人通知制度が始まります！

住民票の写しなどの交付に係る
本人通知制度が始まります。
※12月1日事前登録開始



■「本人通知制度」とは？

代理人または第三者が、住民票の写しなどの交付を受けたことを本人に文書で通知します。

通知を受けるには、事前に各庁舎の市民窓口センターで登録手続きを行っていただく必要があります。

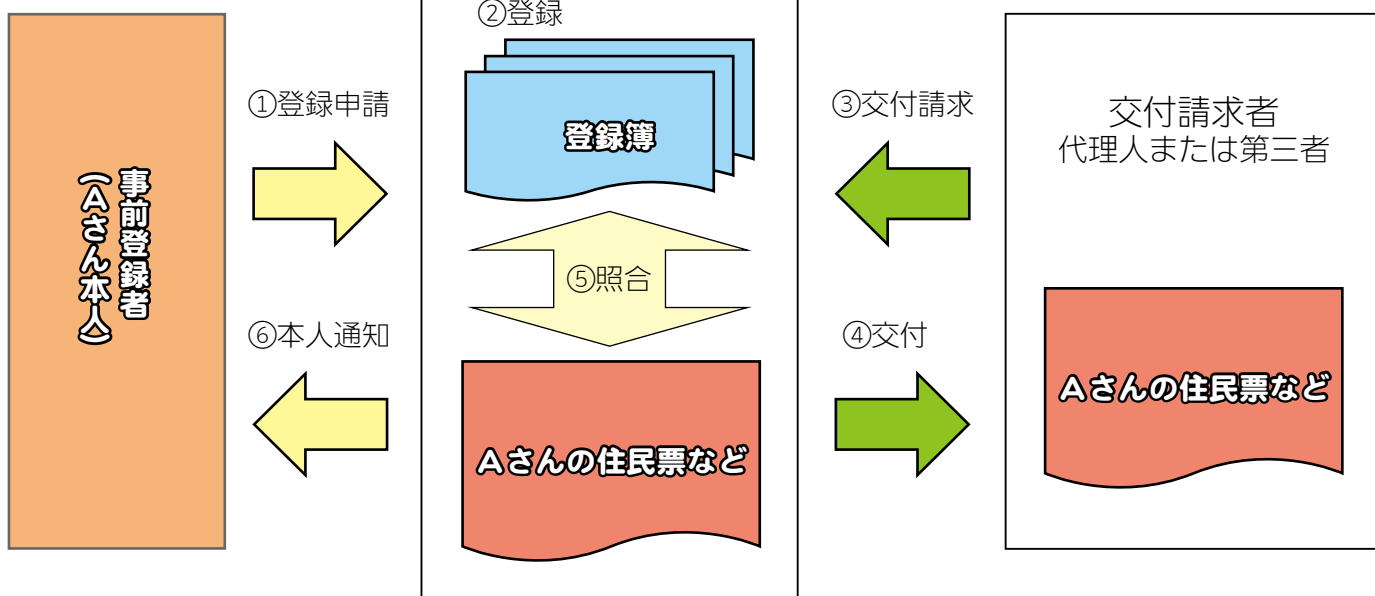
■「住民票の写しなど」とは？

住民基本台帳法に基づく「住民票の写し」や「住民票記載事項証明書」「戸籍の附票の写し」、戸籍法に基づく「戸籍謄本(抄本)」や「戸籍全部(個人)事項証明書」のことです。

■「交付請求者(代理人または第三者)」とは？

「代理人」とは、本人からの委任状で委任を受けた方、「第三者」とは住民基本台帳法や戸籍法の規定により認められた自己の権利行使や義務履行などのために住民票の写しなどの交付を必要とする方です。

制度の流れ



■どうしてこの制度をはじめたの？

住民票の写しなどを不正に請求する事件が全国でいくつか起きています。

本市では「人権尊重のまちづくり」の一環としてこの制度を始めることにより、このような不正請求の防止または抑止を目指しています。皆さまのご理解とご協力をお願いします。

■登録手続きは？

12月1日から各庁舎の市民窓口センターで受け付けを行います。受け付けには本人であることを確認できる書類が必要ですが。

また、病気など、やむを得ない理由や、市外に住んでいる場合は郵送により登録することもできます。詳しくはお問い合わせください。

問 市民窓口センター 28・6013

